

福島第一原子力発電所に係る特定原子力施設指定に伴う 安全確保方法の移行について

現在の安全確保の仕組み

○応急の措置

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所は、炉心損傷等の原子力事故が発生したことから、その危険な状態に対処するため、原子炉等規制法第64条第1項に基づいて、応急の措置として対応している。

○施設運営計画

- ・廃炉に向けた作業が開始されるまでの、当面3カ年程度の期間において、原子炉の冷却の維持等対処すべき事項として、原子力安全・保安院は「中期的安全確保の考え方」を東京電力に示し、策定・報告された「施設運営計画」の安全評価を通じて安全性の確認を行っている。

○信頼性向上実施計画

- ・設備が仮設であることにより、漏えい事象の発生などの脆弱性に起因するトラブルが多発したことから、原子力安全・保安院は行政指導により、東京電力に「信頼性向上対策実施計画」を策定させ、その評価を通じて安全確保を行っている。



特定原子力施設による安全確保の仕組み

○「特定原子力施設」への指定

- ・原子力事故が発生し、応急の措置を講じている施設に対して、当該施設を「特定原子力施設」に指定し、設備の状況に応じた、廃炉のための措置に向けた特別な安全管理を適切に講じさせる枠組み。

○「実施計画」を用いた審査・検査

- ・「特定原子力施設」の指定後、直ちに、「措置を講ずべき事項」を事業者を示し、当該事項に基づく「実施計画」を事業者策定させ、原子力規制委員会は、当該実施計画の妥当性を評価するとともに、適切な対応が行われているかを検査することにより安全確保を行うこととなる。

○安定的・継続的な枠組みによる廃炉のための措置に向けた安全性確保

- ・廃炉のための措置に向けた作業の進捗や燃料デブリ取り出し等に対する技術開発の進捗などの状況変化に対応するため、「実施計画」の変更命令などによる対応策の追加などを通じて、継続的に安全性を確保。

特定原子力施設の制度趣旨

○災害が発生した原子力施設について、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行う制度。

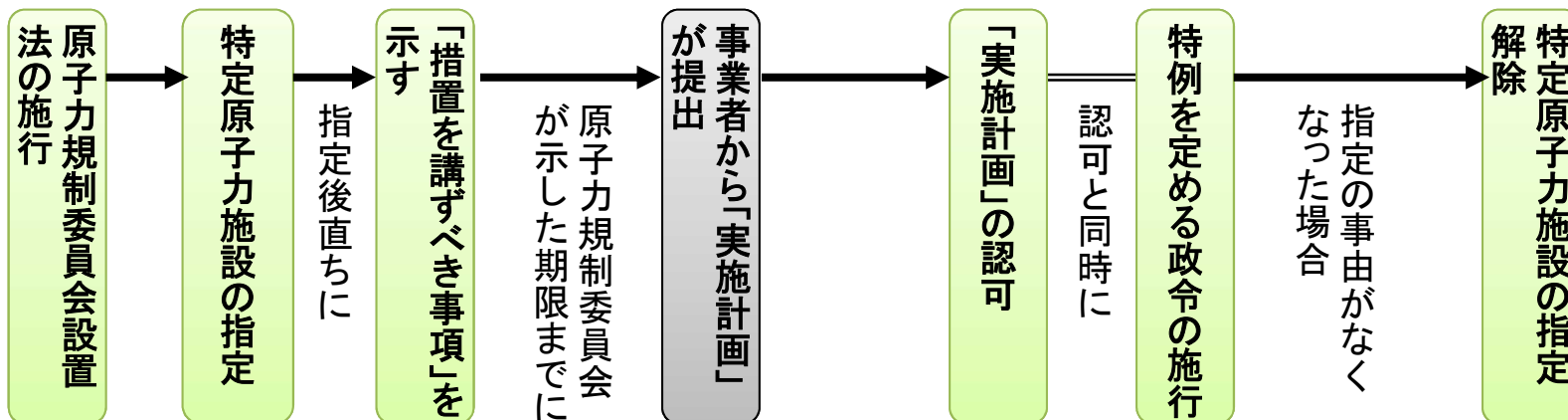
特定原子力施設の制度概要

- 災害への応急措置後も特別の管理が必要な施設を「特定原子力施設」として原子力規制委員会が指定。
- 原子力規制委員会は、指定後直ちに特定原子力施設に対して「措置を講ずべき事項」を示す。
- 原子力規制委員会は、当該事項に基づき事業者が作成する「実施計画」に基づき施設の安全を管理。
- 特例を定める政令によって、特定原子力施設に関する原子炉等規制法の適用関係を整理（法の規定を適用除外にするなど）。

東電福島第一原発の現状と指定の必要性

- 現在、東京電力福島第一原子力発電所は、形式的には平常時の原子炉等規制法の規定を必ずしも全て遵守することが困難な状況であり、原子炉等規制法第64条に基づく応急措置も講じつつ、施設運営計画や信頼性向上対策に係る実施計画などを通じてその必要性、安全性について確認し、必要な規制を実施。
- 東京電力福島第一原子力発電所の特別な管理は今後も続くことが想定される中、長期間、応急措置に基づく安全規制を行うことや原子炉等規制法の規定を形式的にでも遵守できない状況を継続することは適当ではなく、こうしたことから、東京電力福島第一原子力発電所を特定原子力施設として指定することが必要。

スケジュール



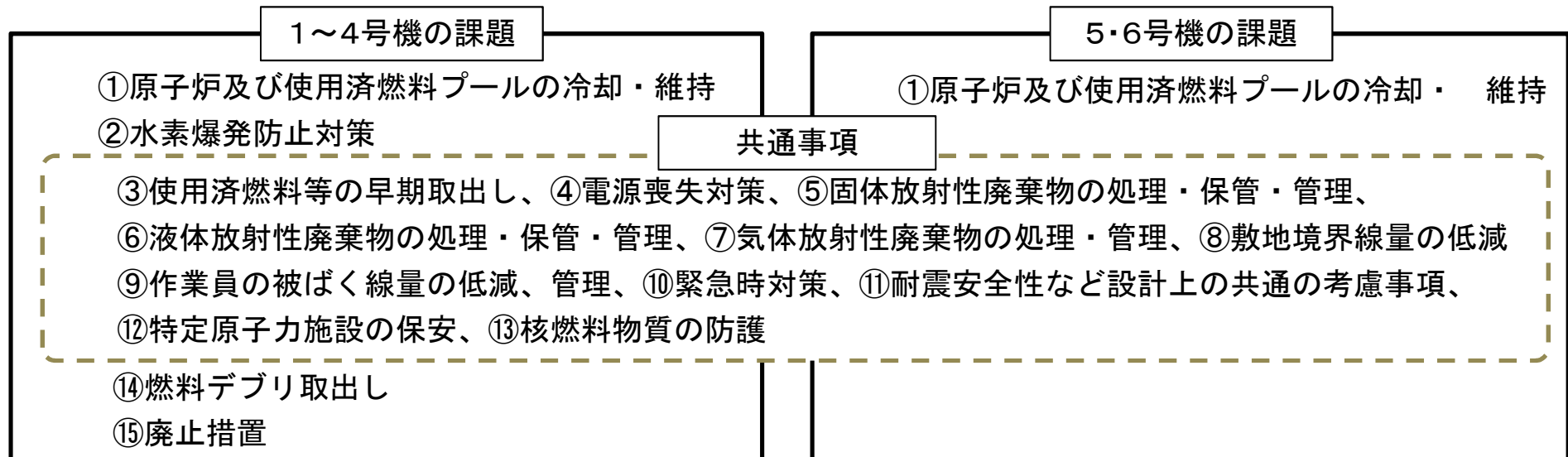
特定原子力施設に係る「措置を講ずべき事項」の検討について

「措置を講ずべき事項」の検討の方向性

- 全体工程を明確にし、特定原子力施設の各設備及び全体のリスク評価を実施させることとする。
- 燃料デブリの取り出しや原子炉格納容器内の止水、廃炉など今後の技術の進展を踏まえて、具体的な措置が検討されるものについては、その進展状況等を踏まえつつ、措置を講ずべき具体的な事項を**実施計画の変更命令として措置**をしていくこととする。
- 特定原子力施設全体のリスクの低減や最適化を図るとともに、規制委員会として積極的に安全確保のあり方に関与・提言していくこととする。

「措置を講ずべき事項」の目標

- できる限り速やかな燃料取出しの完了等特定原子力施設全体のリスクの低減及び最適化を図るための効率的な措置を講ずること
- 1～4号機は廃炉に向けたプロセスの安全性の確保、燃料デブリの取出し・保管を含む廃止措置を完了すること
- 5・6号機は冷温停止の維持・継続を確保すること。



特定原子力施設の指定に関する今後の予定等

原子力規制委員会でのこれまでの検討

- 第3回規制委員会での審議(10月 3日) : 特定原子力施設への指定に関する検討
- 第4回規制委員会での審議(10月10日) : 「措置すべき事項」(骨子案)の検討
- 第5回規制委員会での審議(10月17日) : 「措置すべき事項」(素案)の検討

関係者からの意見聴取・ヒアリングの実施予定

- 一般からの意見・提案募集(10/17~10/30 2週間:ホームページからの意見募集)
- 関係自治体の説明・意見聴取(福島県、関係12市町村への個別訪問)
- 有識者からのヒアリング(福島県推薦を含む有識者からのヒアリング)
- 被規制者(東京電力)からのヒアリング(11/1)
→ これらの意見聴取・ヒアリングを踏まえて「特定原子力施設」の指定及び「措置すべき事項」等を決定

特定原子力施設の監視・評価に向けた体制の強化

- 「特定原子力施設」への指定後、東京電力から提供される「実施計画」を審査
- 施設の中長期的な安全確保を的確に監視・評価を実施
→ 規制委員会に同委員会委員、規制庁職員及び有識者から構成する「監視・評価検討会」を設置して、安全の審査、監視・評価を実施。(海外からの知見も活用)